

## 第5章 油等流出事故災害対策

### 第1節 油等流出事故災害対策総則

---

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、消防本部、新潟地方気象台、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関、石油連盟、新潟県沿岸排出油等防除協議会、県漁業協同組合連合会

#### 1 計画の方針

##### (1) 対象とする事故災害等

本章で対象とする事故災害及び対策の内容は、以下を基本とする。

ア 海上における船舶の衝突、乗場、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故

イ 陸上施設からの油等の流出による著しい海洋汚染事故

ただし、石油コンビナート等特別防災区域内での事故は、「新潟県石油コンビナート等防災計画」で定めるところによる。

ウ 海洋石油鉱山における暴壊事故等による大量の油流出事故

エ 対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油等の防除、環境保全対策とし、遭難船舶の人命救助等の救難対策は、第6章「海上事故災害対策」に含める。

##### (2) 関連計画との連携

本章の策定に当たっては、海洋汚染及び海上災害防止に関する法律（以下、「海防法」という。）を始めとする関係法令並びに以下の関連計画との整合性を十分図る。

ア 油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月閣議決定）

イ 海防法に基づく「排出油等防除計画」

ウ 石油コンビナート等災害防止法に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」

##### (3) 基本方針

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の様態が多様で関係する法律・制度、及び関係機関が多岐にわたること、などに大きな特徴がある。

このため、油等流出事故災害では以下の点に留意のうえ対策を進める。

ア 関係機関の柔軟な対応

被害が広範囲で事故原因者（及び事故原因者からの委託を受けて防除活動を行う者を含む。）だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策を実施せざるを得ない場合、住民の安全と自然環境等を守るた

め、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用等に努める。

#### イ 国際条約と国内法の関係

タンカー等からの油流出事故については、大規模な事故がひとたび発生すると自然環境等に深刻な影響を与え得ることから、国際的にマルポール条約、OPRC条約、基金条約等の国際条約による防止対策が講じられており、我が国もこれらの条約に加盟し、国内法の体系を整備している。

このため、国内法は国際条約の制約の下にあり、外国船籍の船主に対し当然に、国内法の規定が適用できるとは限らない場合があることに留意する。

##### ① 領海内での油等流出事故の場合

領海内では、日本籍及び外国籍の船舶を問わず国内法が適用される。

##### ② 領海外での油等流出事故の場合

日本籍の船舶については国内法が適用されるが、外国籍の船舶については国内法は適用されない。なお、国際条約に加盟している国の船舶については、国際条約に基づき海上保安庁が相手国に事故を通報し、相手国がその国の国内法に基づき対処することとなる。

##### ③ 領海外での油等流出事故により領海内へ流入する場合

原則として上記②と同じ扱いとなる。ただし、国際条約の加盟国については、船主が外国にいる場合でも国際条約の範囲内で、かつ、相手国の同意がある場合は行政処分を行うことができるとされている。

#### ウ 防除措置の責務

防除措置の第一義的責務は、事故に関する過失の有無に関わらず、事故原因者が負うこととなる。

事故原因者は、自らの業務として流出油等の拡散の防止、回収及び沿岸に漂着した油等の回収、運搬、処分等の防除措置を講じなければならない。

#### エ 損害賠償責任

事故原因者は、油等流出事故により生じた損害について、賠償する責任を負うものとし、損害賠償の対象範囲等については本章第11節「復旧計画」による。

#### オ 行政機関の基本的立場

油等流出事故の防除措置及び損害賠償を行うべき者は、第一義的に事故原因者にあることから、行政機関は基本的に事故原因者に対する指導、助言、協力をを行う立場に立つこととなる。

しかし、行政機関は油等流出事故の自然環境等に与える影響の大きさを考慮し、被害の拡大防止のため、自ら柔軟かつ積極的な防除活動の実施に努める。

## 2 各主体の処理すべき事務又は業務の大綱

関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、風水害対策編第1章第2節「県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に示すもののほか、以下のとおりとする。

### (1) 事故原因者

ア 海上保安機関への事故情報及び被害状況の連絡

イ 流出油等の防除措置の実施

- ウ 指定海上防災機関等への委託による防除措置の実施及び回収油等の処分
- エ 関係防災機関が実施する防除措置への協力、支援
- オ 関係防災機関が実施する災害対策本部等への責任者の派遣
- カ 関係防災機関への防除資機材の提供等
- キ 被害者の損害に対する補償
- ク 関係防災機関が実施する防除措置に要する費用の補償

(2) 県

- ア 消防防災ヘリ、県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係市町村等への連絡
- ウ 県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収集
- エ 市町村等が実施する防除活動等への協力及び調整
- オ 油等防除対策調整会議の運営
- カ 流出油等防除資機材の調達、斡旋、配置等の調整
- キ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
- ク 関係防災機関への応援要請及び応援要請の斡旋
- ケ 県所属船舶による漁船の防除作業の指導
- コ 環境影響調査・環境監視調査の実施
- サ ボランティア活動の支援
- シ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- ス 補償請求に係る市町村への助言等
- セ 河川・海岸・港湾等の管理者として必要な防除措置の実施
- ソ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- タ 風評被害対策の実施

(3) 市町村（消防機関を含む）

- ア 海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の県等への報告
- ウ 市町村が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報の収集
- エ 住民への広報
- オ 住民の避難誘導及び警戒区域の設定
- カ 事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置の実施
- キ 区域内における関係機関の防除活動の調整
- ク 流出油等防除資機材の調達及び斡旋
- ケ ボランティア活動の支援
- コ 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導
- サ 住民等への健康相談等の実施
- シ 関係防災機関への応援要請
- ス 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- セ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- ソ 風評被害対策の実施

(4) 県警察

- ア 警察ヘリコプター、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動
  - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
  - ウ 災害現地周辺の警戒及び交通規制等の実施
  - エ 住民の避難誘導及び立入禁止区域の設定
  - オ 関係防災機関の防除活動に対する支援
- (5) 第九管区海上保安本部
- ア 巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動
  - イ 事故及び被害情報の関係機関等への連絡
  - ウ 事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等の設置
  - エ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
  - オ 事故原因者等に対する防除措置の指導並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示
  - カ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合における指定海上防災機関に対する防除措置の指示
  - キ 関係機関等に、必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の協力要請
  - ク 付近船舶の航行制限等による船舶交通の安全確保
  - ケ 関係防災機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導
  - コ 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
- (6) 北陸地方整備局
- ア 航空機、船舶、巡視パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
  - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
  - ウ 海上保安機関等からの要請に基づく防除措置の実施
  - エ 河川等の管理者として必要な防除措置の実施
  - オ 防除資機材の整備及び関係防災機関への貸出等
  - カ 関係防災機関の防除活動に対する支援
  - キ 造成中の港湾・海岸施設等の必要な防除措置の実施
  - ク 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
  - ケ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
  - コ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導
- (7) 北陸信越運輸局
- ア 船舶への立入り検査等による船舶の安全性の確保
  - イ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報の確認
- (8) 新潟地方気象台
- ア 関係防災機関等に対する気象、水象情報の提供
- (9) 関東東北産業保安監督部
- ア 事故発生時に鉱業権者がとるべき対応措置の指導
  - イ 事故対策本部の設置、運営
  - ウ 復旧・防除対策の指示
  - エ 平常時における関係機関との連絡・協力体制の確立
- (10) 指定海上防災機関
- ア 海上保安本部等からの指示に基づく防除措置の実施

- イ 防除措置を講ずべき者等からの委託に基づく防除措置及び回収油等の処分
- ウ 流出油等防除資機材の整備
- エ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (11) 排出油等防除協議会
  - ア 関係防災機関への防除資機材の貸出等
  - イ 関係防災機関の防除活動に対する協力、支援
  - ウ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (12) 石油連盟
  - ア 流出油等防除資機材の整備
  - イ 流出油等防除資機材の操作指導
  - ウ 関係防災機関が実施する防除措置に関する技術的助言等
- (13) 県漁業協同組合連合会
  - ア 事故及び被害状況の把握並びに漁協等への情報提供
  - イ 事故の規模及び被害状況に応じた災害対策本部等の設置
  - ウ 事故原因者等からの委託に基づく防除措置の実施及び調整
  - エ 漁協による漁場等への防除措置の実施に関する調整
  - オ 流出油等防除資機材の調達及び斡旋
  - カ 出荷停止等による風評被害の防止
  - キ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
  - ク 事故原因者等への漁業被害の求償
  - ケ 漁業関係者に対する融資等の実施
  - コ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣

### 3 県の役割

県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき県域並びに地域住民の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市町村等が行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施する。

また、関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

### 4 市町村の役割

市町村は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担のうえで防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

### 5 第九管区海上保安本部の役割

海上保安本部は、海防法及び「排出油等防除計画」に基づき、事故原因者等への防除指導又は防除措置を講じていない場合は防除措置命令を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を講ずる。

また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

## 第2節 油等流出事故災害予防対策

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関、石油連盟、排出油等防除協議会、県漁業協同組合連合会

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な油等流出事故には、多くの公的機関及び関係団体が関与し、かつ、その被害防止並びに発生後の対策が多岐にわたることから、円滑で効果的な防除対策等を実施するため、関係防災機関の相互協力、情報の整備並びに共有化、防除資機材の整備、防災訓練の実施、事故発生時における協力体制、情報交換の方法等について事前に定める。

#### (2) 各主体の責務

ア 県は、油等流出事故の発生に備え、自ら防除に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係機関の防除資機材の保有状況を把握し、関係防災機関との情報交換に努める。

イ 市町村は、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設等を情報マップに整理し、防除に必要な資機材の整備に努める。

ウ 第九管区海上保安本部は、油等流出事故に備えた訓練の実施に努めるとともに、海上交通情報の提供体制整備等に努める。

### 2 関係機関の相互協力

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等に関する情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ定める。

#### ○ 主な関係機関の窓口

機関・団体名	担当部署
新潟県	防災局 危機対策課
市町村	防災担当課
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課
警察本部	地域部 地域課
北陸地方整備局	防災室
指定海上防災機関	海上災害防止センター 防災部
県漁業協同組合連合会	総務指導部 総務課
石油連盟	出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地 管理課
新潟県東部排出油等防除協議会	新潟海上保安部 警備救難課

新潟県西部排出油等防除協議会	上越海上保安署
佐渡排出油等防除協議会	佐渡海上保安署

### 3 県の役割

#### (1) 防除資機材の情報管理

県は、関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、あらかじめその調達方法について定める。

#### (2) 事故災害記録の収集、整理

県は、油等流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、関係防災機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理する。

#### (3) 防除資機材の整備

県は、港湾管理者として、流出油等防除のために必要な資機材の整備に努めるとともに、保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

#### (4) 海上交通の安全確保

県は、自ら管理する港湾内における船舶の安全航行環境の整備に努める。

#### (5) 訓練、人材育成

県は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、指定海上防災機関が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

#### (6) 広域相互応援体制の充実

災害時には一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援を必要とする場合に備え、県は、広域相互応援体制の整備に努める。

#### (7) 関係民間団体との協力

県は、油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、協力体制の強化に努める。

また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送などの後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定める。

### 4 市町村の役割

#### (1) 情報マップの整備

市町村は、沿岸域において、地域特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備する。

情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成することとし、作成した情報図は関係防災機関において防災対策の基礎資料として活用を図る。

また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位についても検討しておく。情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

区分	施設・地域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の飛来、繁殖地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵場、藻場
商業施設等	工業用水施設・火力・原子力発電所取水・排水口、水産研究所、水族館等の取水口、港湾施設、マリーナ
海岸の形状	巨礫・人工構造物、大礫、中礫、小石海岸、砂浜、断崖 等

(2) 防除資機材の整備

市町村は、自ら流出油等の防除活動を行うため、必要な資機材の整備に努める。

(3) 訓練、人材育成

市町村は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、指定海上防災機関が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

## 5 第九管区海上保安本部の役割

(1) 防除資機材の整備

第九管区海上保安本部は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況の把握に努める。

(2) 船舶所有者等への指導

第九管区海上保安本部は、海防法等に基づき船舶所有者等に対し油等流出事故に備え、オイルフェンス、薬剤、その他の必要な資材を備え付けておくよう指導する。

(3) 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、管轄海域における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

(4) 防災訓練の実施

第九管区海上保安本部は、関係防災機関と協働し、過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定し、かつ、様々な条件を設定し、実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練終了後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて関係防災機関の体制等の改善に資する。

## 6 指定海上防災機関の役割

指定海上防災機関は、船舶所有者等の利用に供するための油等防除措置に必要な機械器具、オイルフェンス等の資材を整備する。

また、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

## 7 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、保有する船舶を用いた防除措置を実施する体制を整備するとともに、港湾内において船舶の安全航行環境の整備に努める。

また、油保管施設等の設置者又は管理者に対して、油濁防止緊急措置手引書等の作成、備え置きの適正な実施について立入検査等を行う。

## 8 北陸信越運輸局の役割

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するため、船舶の安全点検等を実施するとともに、海防法に基づき海洋汚染防止設備の設置が義務づけられている船舶の定期検査等を行い、必要な指導等を行う。

## 9 石油連盟の役割

石油連盟は、油等防除資機材を備蓄し、災害時には関係機関からの要請に基づき資機材の貸出を行うとともに、貸出制度の内容（保有する資機材の種類、数量、連絡先、貸出手続き、費用負担等）について、関係行政機関、関係団体等への周知に努める。

また、油等防除資機材が災害時に円滑に使用されるよう、平常時において使用訓練を実施し、習熟に努める。

## 10 排出油等防除協議会の役割

排出油等防除協議会は、排出油等防除計画に基づき会員の油等防除資機材の整備、保有状況を把握するとともに、整備の促進に努める。

## 11 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 油等流出事故に関する連絡窓口
- ・ 情報マップの整備内容
- ・ 防除資機材の整備・調達方針
- ・ 人材育成の方法

## 第3節 応急体制の確立

---

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、消防本部、新潟地方気象台、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な油等流出事故により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局及び県警察は、被害を最小限化するため、速やかに応急体制を確立する。

#### (2) 各主体の責務

##### ア 県

- ・ 自ら情報収集活動を行うとともに、関係機関の情報共有体制を速やかに確立する。
- ・ 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市町村が行う防除活動を支援する体制を速やかに確立する。
- ・ 関係防災機関の防除活動が、統一的な方針に基づき、有機的な連携により実施されるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

##### イ 市町村

- ・ 沿岸の監視及び関係機関からの情報収集体制を速やかに確立する。
- ・ 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、当該市町村の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

##### ウ 第九管区海上保安本部

- ・ 巡視船艇及び航空機による情報収集、事故原因者等に対する防除措置の指導並びに海上における防除活動に必要な調整等を行う体制を速やかに確立する。

##### エ 北陸地方整備局

- ・ 航空機、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、河川の管理者又は港湾の施設設置者等として自ら行う防除活動並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

##### オ 県警察

- ・ 警察ヘリコプター、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、現地における警戒及び交通規制等の実施並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

(3) 達成目標

関係機関における迅速な応急体制の確立及び情報の共有化による早期の事態把握により、有機的連携による防除活動を早期から実施し、被害を最小限化する。

## 2 県の体制

県は、大規模な油等流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は「新潟県危機管理対応方針」に基づく「対策本部」若しくは「警戒本部」を設置する。

(1) 災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営については、風水害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めるところによるが、油等流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。

ア 警戒本部の設置

警戒本部の設置にあたっては、以下の応急対策の実施に特に留意の上、所要の体制を確立する。

- ・ 県消防防災ヘリ及び県所有船舶(漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」)による情報収集活動
- ・ 防除活動に必要な資機材等の把握及び準備
- ・ 沿岸の監視体制の整備
- ・ 流出油等に係る他都道府県との情報交換

イ 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置にあたっては、油等流出事故災害に特有な以下のような業務に特に留意の上、所要の体制を確立する。

- ・ 市町村及び県の防除対策経費の取りまとめ
- ・ 防除対策経費の補償請求
- ・ 船舶による浮流油等の回収作業の調整
- ・ 県消防防災ヘリ及び県所有船舶等による浮流油等の状況調査の調整
- ・ 流出油等による環境被害調査及びその対策
- ・ 流出油等による被害鳥獣保護対策
- ・ 水産資源保護のための応急対策
- ・ 回収油等の保管、輸送及び処分
- ・ 防除作業用資器材の調達及び斡旋

ウ 広域応援の要請

風水害対策編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」に定めるところによる。

#### エ 自衛隊への災害派遣要請

風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」に定めるところによる。

派遣要請を受けた自衛隊は、危険箇所における漂着油等の回収、船舶による浮流油等の回収並びに航空機及び船舶による情報収集等の活動に従事する。

### 3 市町村の体制

市町村は、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な応急体制を速やかに確立する。

なお、応急体制の確立にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 消防機関を中心とする沿岸の監視体制を整備するとともに、関係機関及び地域住民からの情報収集体制を整備すること。
- ・ 沿岸への漂着状況及び被害情報等の関係機関への情報伝達体制を整備すること。
- ・ 当該市町村の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行うこと。
- ・ 自ら行う防除活動が円滑に実施されるよう、必要な人員及び防除資機材の配備について、早期から検討を行うこと。
- ・ 必要に応じ県等へ人員の派遣及び防除資機材の斡旋の要請を行うとともに、人員及び物資の受入体制を確立すること。
- ・ 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を実施し、必要により救護所を設置する等、防除作業従事者の健康管理を行う体制を整備すること。
- ・ 防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底を行う等、防除作業の安全確保に必要な措置を実施するとともに、事故発生に備え、医療機関等と連携し、救急救護体制を整備すること。
- ・ 市町村ボランティアセンターへ職員を派遣する等、必要な運営支援を行うとともに、同センターと情報を共有すること。
- ・ 事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存すること。

### 4 第九管区海上保安本部の体制

#### (1) 本部の設置

第九管区海上保安本部は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部を設置する。

#### (2) 連絡調整本部の設置

中央において、警戒本部が設置された場合は、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

## 5 北陸地方整備局の体制

北陸地方整備局は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部（海上災害 油流出事故、河川水質事故災害）を設置する。

## 6 県警察の体制

県警察警備本部等の設置

県警察は必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

県警察警備本部は、必要に応じて現地警備本部等を設置する。

## 7 海岸管理者等の体制

海岸、河川、港湾及び漁港管理者は、管理する施設及び区域の保全のために行う情報収集・伝達並びに必要な防除活動を行うための体制を速やかに確立する。

## 8 油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あることから、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要がある。

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常災害現地本部が本県に設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整等を行う。

### (1) 参加機関・団体

#### ア 公的機関

県、市町村、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

#### イ 事故原因者及び関係団体

事故原因者、指定海上防災機関、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

#### ウ その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

### (2) 協議事項

#### ア 防除方針の検討

#### イ 防除活動の実施に係る関係機関の調整

## 第4節 情報の収集・伝達計画

---

---

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、沿岸市町村、消防本部、新潟地方气象台、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊、海上運送事業者、指定海上防災機関、石油連盟、県漁業協同組合連合会

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

油等流出事故災害の事故情報、被害状況及び関係機関の活動状況等に関する情報の収集・伝達方法について定める。

#### (2) 各主体の責務

ア 第九管区海上保安本部は、収集した情報を、油等防除対策調整会議を通じて伝達するなど情報の共有化に努める。

イ 県は、関係機関が収集した情報を集約し、油等防除対策調整会議を通じて関係機関へ伝達する。

また、県域を超えた油等流出事故災害については、近接県等と密接な情報交換に努める。

ウ 沿岸市町村及び消防機関は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図る。

エ 海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、油等流出による海難事故の未然防止と海上の安全確保に努める。

#### (3) 情報の共有化

油等防除対策調整会議に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるよう努める。

流出油等の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて的確な状況把握が困難となることから、各機関間において、情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図る。また、漂着状況の通報についても統一的基準を定める。

### 2 事故原因者の責務

#### (1) 通報

海防法第38条に該当する油等の流出があった場合には、当該船舶の船長は、法令の定めるところにより最寄りの海上保安機関に通報する。

#### (2) 収集・伝達する主な情報

油等を流出した原因者等船舶乗組員関係者は、大量の油等を認知した場合は、最寄りの海上保安機関に当該油に関する次の情報を提供する。

ア 流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報

イ 流出油等の防除措置の実施状況に関する情報

### 3 第九管区海上保安本部の役割

#### (1) 情報収集

巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を実施する。

#### (2) 各種情報の分析、評価

浮流油等の漂流予測を行い、得られた防除等にかかる情報を適切に分析・評価する。

#### (3) 収集・伝達する主な情報

ア 巡視船艇及び航空機で収集した情報（現場付近の流況）

イ 気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報

ウ 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報

エ 防除活動実施状況に関する情報

オ 油等の専門家に関する情報

カ 海上において警戒区域を設定した場合は、その区域に関する情報

#### (4) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、海上における事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として第九管区海上保安本部が広報を行う。

#### (5) 体制

中央において警戒本部が設置された場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

#### (6) 周知

第九管区海上保安本部は、災害の波及が予想される場合、無線・電話・巡視船艇を活用し、船舶全般に周知する。

### 4 県の役割

#### (1) 情報収集

ア 県は、県消防防災ヘリ及び県所属船舶による巡視パトロールにより情報の収集に努める。

イ 県は、市町村・関係防災機関との間で、災害時の被災状況等の情報収集及び伝達を行う。

#### (2) 収集・伝達する主な情報

ア 県消防防災ヘリ及び県所属船舶で収集した情報

イ 海岸パトロールの実施で収集した情報（漂着状況）

ウ 県が実施した防除活動に関する情報

エ 市町村の漂着状況に関する情報

オ 市町村が実施した防除活動に関する情報

カ 各機関が実施した防除活動実施状況

キ 資機材に関する情報

ク 油等の専門家に関する情報

ケ 県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等

(3) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、漂着油等の状況及び市町村等の防除活動状況等については、原則として県が広報を行う。

## 5 沿岸市町村・消防本部の役割

(1) 情報収集

- ア 海岸パトロール及び住民からの通報等により情報の収集に努める。
- イ 収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。
- ウ 災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を報告する。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 市町村が実施した防除活動に関する情報
- ウ 資機材に関する情報
- エ 自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

(3) 沿岸住民への周知

沿岸市町村・消防本部は、広報車・防災行政無線等を活用し、沿岸住民に対し次に掲げる事項の周知に努める。

- ア 事故の状況
- イ 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- ウ 防災活動の状況
- エ 避難準備等の一般的注意事項
- オ その他必要事項

## 6 県警察の役割

(1) 情報収集

警察ヘリコプター又は船舶により被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し、事故災害の概要を県等の関係機関に通報する。

(2) 警戒、交通規制等

県警察は必要があると認められるときは災害地における警戒、避難誘導、交通規制等を実施し付近住民の安全を守る。

## 7 北陸地方整備局の役割

(1) 情報収集

- ア 海岸パトロール（直轄海岸等及び、直轄河川河口付近における監視パトロールを実施）を実施し情報収集を行う。
- イ 航空機・船舶による情報収集及び伝達を行う。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 船舶、ヘリコプターによる情報
- ウ 関係防除機関の防除活動に関する支援に関する情報
- エ 油回収船の出動状況に関する情報（防除活動の実施）

(3) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、大型油回収船による防除活動については、北陸地方整備局が広報を行う。

## 8 自衛隊の役割

自衛隊は、関係防除機関の防除活動の支援に関する情報を、艦船・船艇及び航空機で収集伝達を行う。

## 9 県漁業協同組合連合会の役割

県漁業協同組合連合会は、各漁協に対し、漁船等による情報収集を指示し、収集した情報については油防除対策調整会議に伝達する。

## 10 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、現場付近に係わる気象情報（海上風・波浪等に係わる予報や警報等）を油防除対策調整会議に伝達する。

## 11 指定海上防災機関の役割

指定海上防災機関は、防除措置の実施状況、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

## 12 排出油等防除協議会の役割

排出油等防除協議会は、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

## 13 石油連盟の役割

石油連盟は、防除措置における技術的指導に関する情報、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

## 14 港湾・漁港管理者の役割

港湾及び漁港管理者は、災害の波及が予想される場合は、船舶及び拡声器等を活用し、港内船舶に対する周知に努める。

## 15 放送事業者の役割

放送事業者は、災害の波及が予想される場合は、放送媒体を活用し一般船舶及び沿岸

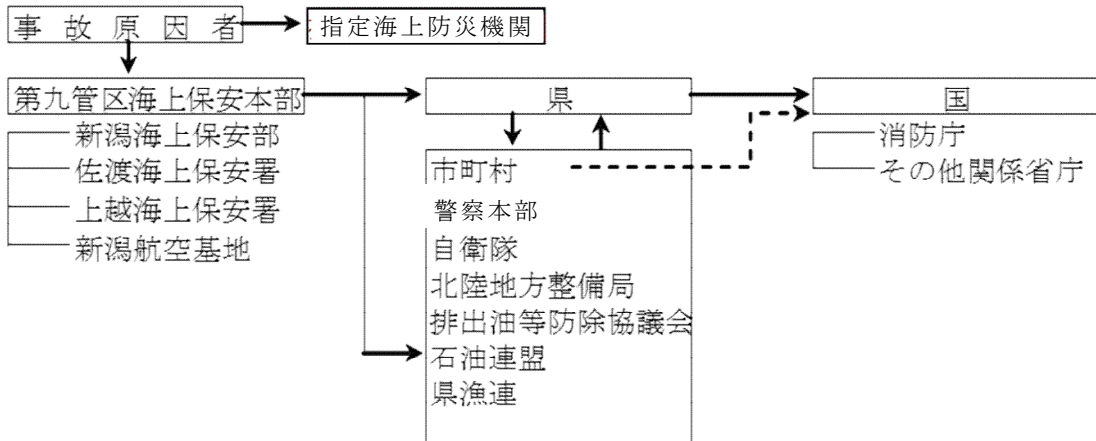
住民に対する周知に努める。

## 16 各機関の情報の収集手段等

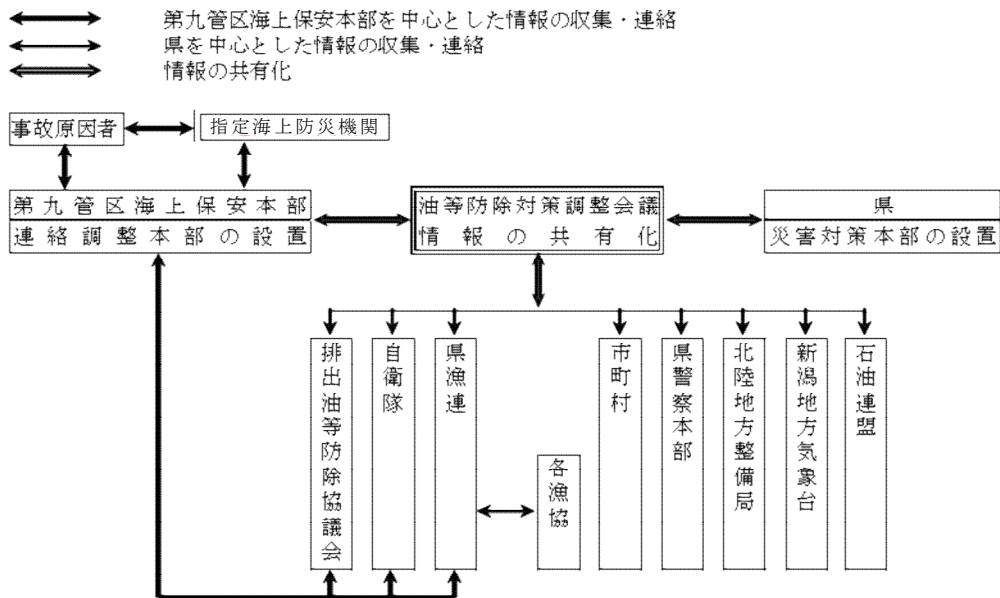
各機関の情報収集手段等は、おおむね次のとおりとする。

機関名	情報収集手段	伝達先
事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する。
第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化、油等防除対策調整会議への通報
県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」現地調査（海岸パトロール）による情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報
市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
県警察	警察ヘリコプターによる情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
自衛隊	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
北陸地方整備局	航空機・船舶による情報収集 現地調査（海岸パトロール）	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
県漁業協同組合連合会	漁協による情報収集	県災害対策本部への伝達、 漁協への伝達、 油等防除対策調整会議への通報

### 17 一次情報及び被害情報伝達系統図



### 18 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図



## 第5節 油等防除対策調整会議

【関係機関】県（◎防災局、総務部、環境局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、新潟地方気象台、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊

### 1 計画の方針

関係防災機関及び関係団体が一体的に円滑かつ迅速な防除活動を実施するため、油等防除対策調整会議の設置及び検討すべき内容等について定める。

### 2 油等防除対策調整会議の設置

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常現地災害対策本部等が設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整を行う。

関係防災機関、団体は、関係法令に基づき速やかに所要の防除措置を講ずるとともに、防除活動を一体的、効果的に実施するため、必要に応じて油等防除対策調整会議において調整を図り、各機関が同一の方針の下に有機的な連携を保ちながら活動を実施する。

#### (1) 専門家等の活用

防除対策の検討及び関係機関の調整を行うに際しては、油等に関する専門家、アドバイザーを積極的に参画させる。

#### (2) 市町村等の対応

災害現場において防除活動を実施する市町村等は、油等防除対策調整会議が検討した防除対策に基づき防除活動を実施することとするが、災害現場の状況に応じた効果的な措置も講ずることができる。

#### (3) 事故原因者等との速やかな調整

事故原因者並びに海事鑑定人と応急的に防除活動を実施する市町村等との間では、油等防除対策調整会議の場を通じて、防除作業の方法、使用する資機材、費用負担等について、常に速やかな調整を行うよう努める。

#### (4) 連絡体制の整備

油等防除対策調整会議に参加する機関相互の連絡方法等を明確化するとともに、事務処理の円滑化のため、被害状況の報告様式等の統一を図る。

### 3 油等防除対策調整会議における防除対策の検討等

油等防除対策調整会議において検討、調整する主な事項は次のとおりとする。

#### (1) 関係機関の役割分担

油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油等防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する。

## (2) 段階的目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本方針とすることを確認する。

また、事故の規模、天候及び時間的経過等に応じてその都度、段階的、現実的な防除目標を定める。

### ア 第1段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

### イ 第2段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により油等の周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

### ウ 第3段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により海岸への漂着を阻止することを目標とする。

### エ 第4段階の目標

油等の海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位に従って海岸の防除を行い、被害を軽減することを目標とする。

## (3) 事故災害レベルの評価

事故災害の規模、内容に応じた応急体制を整備するため、専門家等の意見を踏まえ、油の流出量と沿岸への近接度に応じた対応に努める。

### ア 国家的な防除支援を必要とする大規模な流出事故

海洋及び沿岸域への広範囲にわたる影響が予測されるため、直ちに災害対策本部等の応急体制の確立を図る。

### イ 中規模の流出で当事者のみによっては防除することができない事故

海洋及び沿岸域への影響が予測されるため、事故の態様に応じた応急体制の確立を図る。

### ウ 局所的な流出で当事者のみの対応によって防除が可能か、又は沿岸域への影響が少ないと考えられる事故

防災関係機関は通常、事態の推移を見守り、必要に応じて応急体制を整備する。

## (4) 防除対策の検討

主として次の事項について協議し、関係機関の合意を得る。

### ア 海上における流出油等の防除

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること

(イ) 防除及び回収方法に関すること

### イ 漂着油等の防除

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること

(イ) 防除及び回収方法に関すること

(ウ) 通信手段、通信方法の調整に関すること

(エ) 防除作業の安全管理に関すること

- (イ) 防除作業従事者の健康管理に関すること
- (ロ) 作業記録の保存に関すること
- (ハ) ボランティアとの連携に関すること

ウ 回収油等の処分

- (ア) 主な活動主体と役割分担に関すること
- (イ) 処分方法の選択に関すること
- (ロ) 一時保管場所の選定に関すること

エ 資機材等の調達、斡旋

- (ア) 油等防除資機材の調達及び斡旋に関すること
- (イ) 輸送手段の確保及び斡旋に関すること

オ その他、必要とする防除対策の検討及び調整

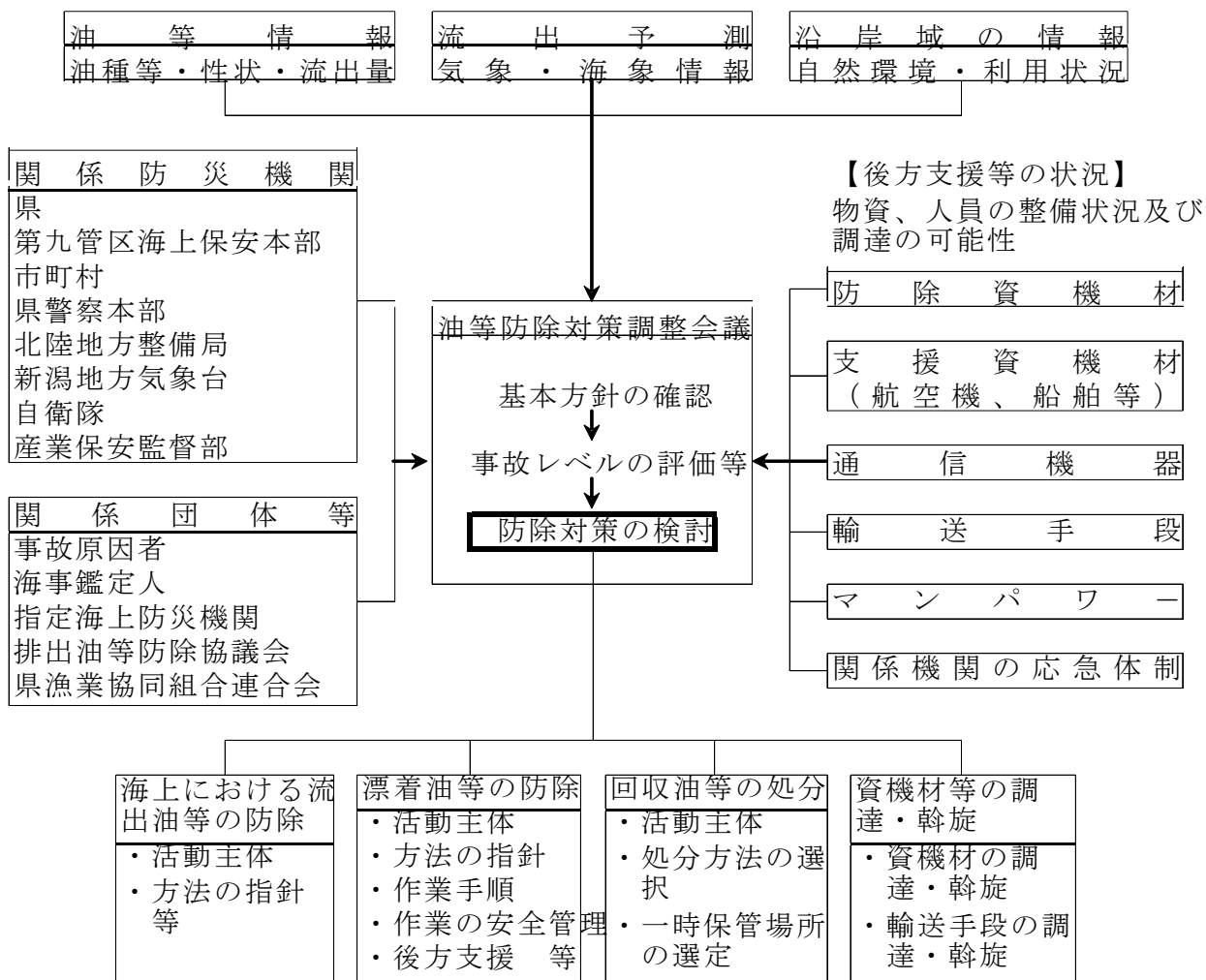
(5) 作業記録の保存・整理

海上及び海岸で防除活動を実施する全ての機関は、毎日の作業にかかる記録を保存、整理し、事故原因者等に対する補償請求に備えるものとし、記録すべき内容等は各機関と協議のうえ、定める。

(6) 広報

報道機関等への情報の提供は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるとおりとし、さらに一元的な情報提供の方法についても検討する。

防除対策等の検討フロー図



## 第6節 流出油等防除対策

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、農林水産部、土木部、交通政策局）、市町村、消防機関、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関、県災害ボランティア支援センター

### 1 計画の方針

流出油等の防除に携わる各機関が、関係法令及び油等防除対策調整会議で検討した防除対策等に従って海上及び海岸で実施する防除対策について、関係機関が留意すべき事項について定める。

#### (1) 基本方針

- ア 流出油等の防除は、自然環境及び社会環境に対する影響に留意し、その被害を最小限に食い止めるため、極力海上で回収することを基本とする。
- イ 回収はできるだけ機械的回収に努め、処理剤を使用する場合は、必要性、緊急性及び生態系への影響を考慮し、関係機関と十分調整のうえ実施する。
- ウ 海岸に漂着した場合は、速やかな回収・処理に努め、二次災害の防止を図る。
- エ 流出油等の回収において、災害ボランティア活動を組織的かつ円滑に行うため県や関係機関の支援・協力体制について整備する。

#### (2) 各主体の責務

- ア 事故原因者等の防除措置を講ずべき者及び防除措置を講ずべき者から委託を受けて防除を行う指定海上防災機関等は、油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、次に掲げる措置のほか、現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。
  - ・ オイルフェンスの展張
  - ・ 損壊箇所の修理等による油等の流出防止
  - ・ 他のタンクへの残油の移送
  - ・ 流出油等の回収
- イ 県は、回収された油等が適切に処理されるよう海防法及び廃掃法に基づき必要な指導、監督を行うとともに県内の収集運搬業者、処分業者が積極的に協力するよう要請及び調整を行う。
- ウ 市町村は、地域内の自然的、社会的環境を守るため、積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置するとともに、市町村災害ボランティアセンターの運営を支援する。
- エ 第九管区海上保安本部は、防除措置を講ずべき者等に対して必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置を講ずる。

また、流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。
- オ 県と県社会福祉協議会は、油等流出事故により、災害ボランティアの活動の可能性が考えられるときは、県災害ボランティア支援センターを設置し、市町

村災害ボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

カ 市町村社会福祉協議会は、市町村災害対策本部等と協議して市町村災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの活動を支援する。

### (3) 達成目標

流出油等の除去は完全回収することを最終目標とするが、限られた資機材、人員による防除活動では当面の目標を設定するため、市町村は地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとの回収レベルを定める。

ア 自然景観・観光地域 漂着油等が目立たない程度まで除去する。

イ 海水浴場 手足に漂着油等が付着しない程度まで除去する。

ウ 磯根海岸 漁業に与える影響を軽減するため、漂着油等が認められない程度まで除去する。

エ 港湾・漁業・海岸保全施設 当該施設の利用に支障を来たすおそれのある箇所については、必要に応じて除去する。

オ その他の海岸 漂着状況により個別に判断する。

### (4) 積雪期の対応

特に積雪期における防除作業については、危険がともなうため、あらかじめ救助所の設置、健康相談や転落、転倒防止策等の措置を講じ、防除作業従事者の安全確保、健康管理に留意する。

## 2 事故原因者の責務

(1) 流出油等に係る情報を速やかに第九管区海上保安本部へ通報する。

(2) 油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、防除活動を実施する。

(3) 流出油等の回収措置や被害者への損害賠償に対して責任を持って対応する。

## 3 県の役割

(1) 県内の収集運搬業者、処分業者に対して保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整を行うものとし、保管場所に関して指定海上防災機関等と協力し、港湾等の適地の選定を行う。

(2) 市町村及び関係機関が行う流出油等の防除活動の連絡調整を図るとともに、河川・海岸・港湾等の管理者として、必要に応じて自ら防除活動を行う。

(3) 防災資機材について、油等防除対策調整会議等を中心にオイルフェンス、油回収機、油吸着材等の斡旋、調整を行う。

## 4 市町村の役割

(1) 市町村は地域内において、関係機関と連携して積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 市町村災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

## 5 第九管区海上保安本部の役割

(1) 海流等海況情報及びその他の情報を分析し、流出油等の漂流予測を実施する。

なお、得られた結果については、油等防除対策調整会議等を通じて関係防災機関へ逐次提供する。

- (2) 流出油等防除の第一義的な義務を有する事故原因者等を指導し、関係機関の防除活動に対する指導、調整を行う。
- (3) 流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

## 6 北陸地方整備局の役割

- (1) 北陸地方整備局は、航空機、船舶等による流出油等の漂流情報の収集活動に協力するとともに、国が行う海洋汚染の防除に関する業務として、大型浚渫兼油回収船「白山」の活用を含めた流出油等の防除活動を行う。
- (2) 被害の拡大防止のため、国土交通省が有する資機材の貸出等、自治体への応援、支援を行う。

## 7 情報の流れ

流出油等に係る対応（事故現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
防除措置を講ずべき者(事故原因者)	第九管区海上保安本部	油等流出情報
その他船舶及び防災機関	第九管区海上保安本部又は県、市町村等	油等流出情報
第九管区海上保安本部	その他船舶及び防災機関	油等流出情報
第九管区海上保安本部	油等防除対策調整会議等	油等漂着予想海岸、油等漂着予想時間など

漂流した流出油等に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
防災機関及び住民	県、市町村、港湾等施設管理者等	油等漂着情報
県、市町村、港湾施設管理者等	油等防除対策調整会議構成員等	油等漂着情報、防除応急対策

## 8 業務の体系（発生後のフロー）

発生直後

↓

事故発生情報、原因者による応急対策

1時間以内

↓

漂流・漂着情報の収集、漂流状況等の船舶関係者への周知  
油等回収船、オイルフェンス等の応急対策

漂着まで

↓

市町村災害対策本部の設置、除去方針の決定  
応急対策の実施

漂着後1日以内 回収作業、一時保管場所等の調整、処分方法の選択  
県災害ボランティア支援センター等の立ち上げ

## 9 業務の内容

### (1) 海岸施設等の防除対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	回収された油等の保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整	県内の収集運搬業者、処分業者
市町村	関係機関と連携して防除活動を実施	
海岸、港湾及び漁港施設管理者	必要により管理する施設の防除活動を実施	
河川管理者	河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は関係機関と連携して必要な防除活動を実施	
海水利用施設管理者	取水口付近へのオイルフェンスの展張り、流出油等の回収等の防除措置、状況に応じて取水の制限・停止等	

### (2) 流出油等情報の提供

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	流出油等の状況	報道機関
油等防除対策調整会議等	流出油等除去方針の決定及び流出油防除活動状況	報道機関

### (3) 流出油等の回収対策

実施主体	対 策	協力依頼先
指定海上防災機関等	民間借り上げ船舶等による流出油等の除去	漁業協同組合
油等防除対策調整会議等	調達可能な回収船、防除資機材の斡旋義捐物資等の活用	国土交通省、県トラック協会等
県災害ボランティア支援センター、市町村社会福祉協議会	市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの活動支援	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会、NPO

## 10 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 市町村災害ボランティアセンターの運営支援の方法
- ・ 市町村災害対策本部とボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報共有方法の明確化
- ・ 流出油等の回収のための作業マニュアル及び回収における一時集積所

## 第7節 漁業対策

【関係機関】 県（農林水産部）、新潟県漁業協同組合連合会、漁業協同組合

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

油等流出事故の発生に際し、水産資源の保護、漁業環境の保全及び流通水産物の安全を確保するため、県及び海上保安機関の協力の下で、県内の漁業協同組合及び新潟県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）が実施する対策の方針について定める。

#### (2) 各主体の役割

##### ア 県漁連

- ・ 県漁連は、油等の流出事故が発生し、本県沖合海域及び沿岸地域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は、県漁連事務局（新潟市万代島）内に会長を本部長とする対策本部（以下、「県漁連対策本部」という。）を設置する。
- ・ 県漁連対策本部の組織は、おおむね次のとおりとする。

本部長 (会長)	総務班	・被害状況等の情報収集・伝達 ・漁業補償対策 ・海上災害防止センター等との調整
	資材調達班	・漁協等が使用する防除資機材の調達 ・県漁連で保有する防除資機材の搬送 ・漁協間の資機材配備の調整
	回収班	・漁協による防除活動の方針決定 ・防除活動に関する漁協間の調整 ・処理剤の使用に関する調整

本部長は、県内の各漁協の意見を調整・統合し、油等流出事故に関する県内の全漁業者の代表として、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。

本部長は、漁船による海上での一斉回収の決定等の重要な事項については、必要に応じて関係漁業協同組合の組合長等による対策会議を開催して協議する。

- ・ 県漁連は、関係する漁業協同組合（以下「漁協」という。）と相互に連絡窓口を確認するとともに、県、市町村及び第九管区海上保安本部に対し、連絡体制を報告する。
- ・ 県漁連は、流出油等の情報を定期的に県から入手して関係する漁協に伝達するとともに、各漁協から報告を受けた内容を集約し、油防除対策調整会議に報告する。
- ・ 県漁連は、事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関等との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業

の実施を指示する。

- ・ 県漁連は、各漁協の動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、流出油等の漂流・接近状況、気象状況等を勘案して、日程、作業海域の分担等の作業計画を策定する。県内漁船による回収作業の範囲は、おおむね5海里以内の海域とし、さらに漁船の大きさ（トン数）により行動範囲を段階的に設定する。
- ・ 県漁連は、漁協の要請に基づき、保有する防除資機材の貸出等に努める。自ら調達することが難しい場合又は特殊な資機材が必要な場合は、油防除対策調整会議等にあっせんを依頼する。

イ 関係漁協

- ・ 流出油等による影響が及ぶと予測される漁協は、必要に応じて組合長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、県漁連、市町村対策本部等との連絡体制を構築する。
- ・ 各漁協は、自発的に又は地元市町村等の要請に応じて、漁船による地先海域のパトロールを実施し、収集した情報を県漁連及び市町村等に報告する。
- ・ 関係漁協は、漁業関係施設の防除及び漁船による海上での流出油等防除作業の統括に当たる。防除作業に必要な用具等は、原則として各漁協で調達することとし、各漁協で調達できない場合は県漁連に保有資機材の貸出、提供及びあっせんを依頼する。

ウ 県

- ・ 県は、県漁連及び各漁協の協力の下、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。

## 2 情報の流れ

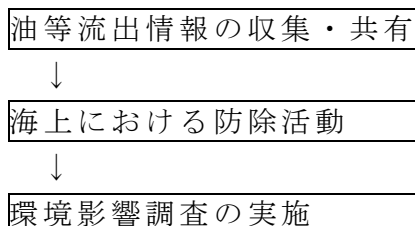
事故現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
漁協	市町村、県漁連	地先海域における流出油等の漂流状況
県漁連	油防除対策調整会議	地先海域における流出油等の漂流状況

事故現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村、県漁連	沖合の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報
県漁連	関係漁協	沖合の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報

## 3 業務の体系



#### 4 業務の内容

(流出油等の防除)

実施主体	対 策	協力依頼先
県	海上防除作業を指導・支援するため、作業海域に漁業指導船等の県保有船舶を派遣し、各船団のリーダー船に対し、必要な情報を漁業無線により伝達する。	県漁連、 関係漁協
	必要に応じて本県沖合で操業する大型の県外漁船団に対し、油等防除作業に協力するよう要請する。	県漁連
県漁連	事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示する。	各漁協
	海上又は陸上で回収作業を実施（又は準備）した漁協に対し、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存及び詳細な作業記録の作成について指導する。	
漁協	要請等に基づく組織的な防除作業 作業の実施の可否は、当日の気象状況を見て各漁協の組合長が判断する。 作業は漁協ごとに船団を組んで行い、あらかじめ定められたリーダー船の指揮の下に防除を実施する。 海上で回収した油等は、仮置場に陸揚げし、事故原因者等が一時保管場所へ運搬する。	
	自主的な防除作業 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、磯根漁場等の漂着油の除去並びに地先海域での海上防除作業を実施する。 海上での回収作業は、上記に準じて船団方式により行う。	

※ 漁業関係施設等防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

(1) 磯根漁場

油等による汚染被害を最も受けやすく、油等が漂着した場合は漁獲ができなくなるため、可能な限り洋上で防除することとし、漂着した場合には、漂着油等が認められない程度まで除去する。

(2) 定置網、養殖施設等

流出油等の接近が確認されたときは、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスの囲い込み等により、被害の回避に努める。

(3) 漁港施設

漁港施設のうち、航路、泊地、岸壁、物揚場及び荷さばき所等は油等による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努める。

(汚染魚介類の流通防止、海洋環境影響調査)

実施主体	対 策	協力依頼先
県	漁協、県漁連及び産地市場に対し、以下の指導等を行う。 ア 産地市場での水産物の官能検査（視覚・嗅覚による検査）の徹底 イ 油等の付着の確認された水産物の廃棄、流通阻止の徹底 ウ 検査済の水産物の品質保証の関係者への周知徹底	県漁連、各漁協
	消費地市場関係者に対し、以下の指導等を行う。 ア 流通魚介類への油等の付着の有無の確認の徹底と適切な対応 イ 産地市場での取組を踏まえた円滑・適正な商取引の推進	
	必要に応じ、流通魚介類について自ら官能検査等を行う。	県水産海洋研究所
県漁連	各漁協に対し、以下の指導を行う。 ア 漁船が航行・操業中に漂流油等を発見した場合の、漁協への連絡徹底 イ 油等の漂流海域での操業自粛の徹底 ウ 油等による汚染の疑いのある魚介類の出荷・販売自粛の徹底	
県水産海洋研究所	本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について以下の調査を行う。 ア 生物環境影響調査 イ 油等汚染影響実態調査 ウ 魚介類の官能検査 エ その他必要と思われる調査	

## 第8節 環境保全対策

---

---

【関係機関】 県（防災局、総務部、◎環境局、福祉保健部）、市町村、県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、新潟県環境検査協会

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

海上における船舶や海洋石油鉱山からの大量の油等の流出事故は、揮発成分等による大気汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これらの事故による環境汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。

#### (2) 各主体の役割

##### ア 県

- ・ 流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸住民等への情報提供、被害の拡大防止等を図るため、流出油等の性状に応じた環境影響調査を実施し、収集した情報を市町村、関係機関等に提供する。
- ・ 引火性や毒性を有する物質が環境中に排出された場合は、二次災害防止のための危険防止措置、作業員や調査員の安全確保及び住民の避難等について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・ 市町村及び関係機関の協力を得て、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を実施する。

##### イ 市町村

- ・ 環境汚染に関する情報を速やかに住民等に周知するとともに、住民の健康影響が懸念される場合には、避難誘導や救護所の設置など、必要な措置を講ずる。

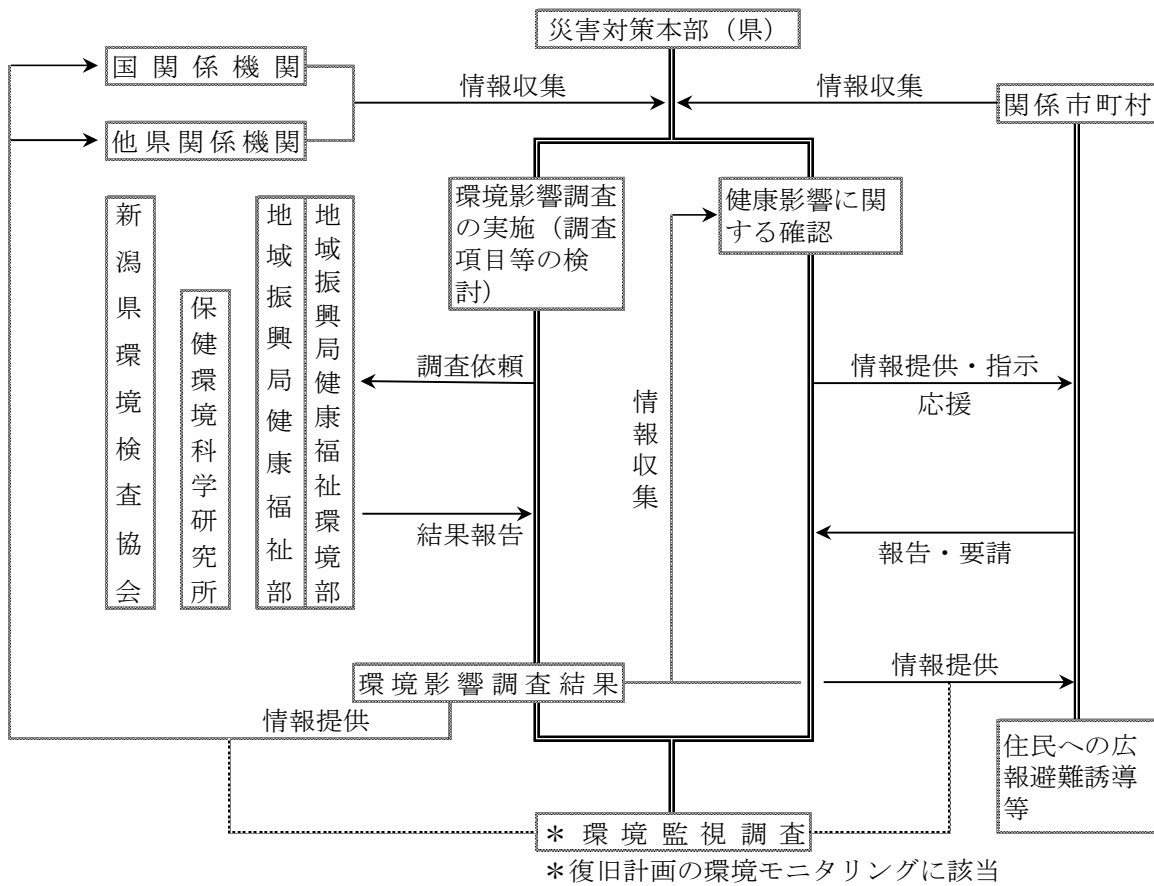
##### ウ 関係団体

- ・ 県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、ボランティア団体等は、県及び市町村からの要請に応じて、野生鳥獣類の救護措置に協力する。

#### (3) 達成目標

環境影響調査の実施を通じて流出油等が環境及び健康に与える影響を把握し、住民に周知して健康被害の発生を防止するとともに、流出油等に汚染された鳥獣類を速やかに救護し、野生への復帰を図る。

## 2 連絡体制



## 3 情報の流れ

現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境汚染に関する情報</li> <li>環境影響調査の結果</li> </ul>

現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境汚染に関する情報</li> <li>環境影響調査の結果及び評価</li> <li>健康被害対策に関する助言</li> </ul>
市町村	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境汚染に関する情報</li> <li>健康被害に関する情報</li> <li>救護所等の設置情報</li> </ul>

## 4 業務の体系

環境影響調査に関する情報収集、調査計画の策定



環境影響調査の実施、調査結果の広報



環境汚染応急対策の実施、汚染鳥獣類の救護

## 5 業務の内容

### (1) 環境影響調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>流出油等の性状、成分、健康影響等に係る基本的な情報を収集し、調査実施項目、調査手法等を定める調査計画を策定する。</p> <p>調査項目等の決定に当たっては、国や他県、沿岸市町村の状況等に関する情報を十分勘案する。</p> <p>なお、流出油等の防除のために処理剤等が使用された場合は、その成分、健康影響等の情報を収集し、環境影響調査の必要性について検討する。</p>	国
県	<p>調査計画に基づき、地域振興局健康福祉（環境）部及び保健環境科学研究所は、県内の沿岸地域等において、漂流、漂着した流出油等による汚染状況及び環境・生態系への影響を調査・分析する。</p> <p>事故の規模等によっては、新潟県環境検査協会に調査・分析の協力を求める。</p> <p>調査は、水質、底質、海岸（砂浜等）等の範囲で実施し、事故の状況を踏まえ、必要に応じて環境大気中の有害大気汚染物質濃度等を測定する。</p> <p>なお、環境影響調査の結果は速やかに公表する。</p>	新潟県環境検査協会
市町村	<p>地域の実情に応じた環境影響調査を実施する。</p> <p>なお、実施に当たっては、県と事前調整を行う。</p>	県

### (2) 環境汚染の応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>環境汚染に関する情報として、次のものを速やかに市町村等関係機関に提供する。</p> <p>ア 流出油等の性状、毒性等の情報 イ 処理剤等の性状、毒性等の情報 ウ 環境影響調査結果及びその評価</p>	
県	<p>住民の健康影響が予測される場合、次の内容について市町村等に助言し、随時情報を提供するとともに、市町村からの依頼に応じて保健師等を派遣する。</p> <p>ア 市町村における救護所等の設置 イ 流出油等回収作業時の健康上の注意事項 ウ 流出油等が健康に及ぼす影響 エ 健康被害発生時の対応・相談先 オ 避難指示等の発出</p>	
市町村	<p>沿岸における環境汚染状況等に関する情報を、随時県に報告するとともに、県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果に</p>	県

	ついて、住民等に広報する。	
市町村	<p>住民への健康影響が懸念される場合、必要に応じて救護所等を設置し、住民に対して次の内容を周知して、健康被害発生時に迅速に対応する。</p> <p>ア 流出油等回収作業時の健康上の注意事項 イ 流出油等が健康に及ぼす影響 ウ 健康被害発生時の対応・相談先</p> <p>なお、健康被害の甚大な影響が懸念される場合等、必要に応じて避難指示等を発出し、住民の避難誘導に努める。</p>	県

(3) 被害鳥獣保護対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>市町村、関係団体等に協力を要請し、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を次のとおり実施する。</p> <p>ア 汚染された鳥獣類の保護・収容 イ 愛鳥センターへの移送・収容 ウ 愛鳥センターでの治療・リハビリ、回復後の放鳥獣（自然復帰）</p> <p>なお、事故の状況に応じ、国及び関係都道府県と広域的に協力して救護にあたる。</p>	国、市町村、 県獣医師会、 自然及び野 鳥保護団体、 ボランティア ア団体
県	<p>クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く）の救護については、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設に収容する。</p>	市町村、県獣 医師会
市町村、関係団体等	<p>県からの要請に応じ、野生鳥獣類の救護に協力する。</p>	

**6 市町村地域防災計画に定めるべき事項**

- ・ 環境影響調査の実施手順
- ・ 環境汚染情報等の広報手順
- ・ 野生鳥獣保護対策

## 第9節 海洋石油鉱山に係る予防計画

【関係機関】 県（防災局）、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、  
鉱業権者、排出油等防除協議会

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

海洋石油鉱山からの油流出事故に備え、鉱業権者及び関係防災機関が実施すべき防災体制の整備、関係機関との協力体制の整備、防除資機材の整備等について方針を定める。

#### (2) 県内の海洋石油鉱山の現状

名 称	岩船沖プラットフォーム（岩船沖南部鉱山）
位 置	胎内市荒井浜沖合約 4 km（北緯 38° 07' 46" 東経 139° 20' 29"） 水深 36.2m
防災設計	次の自然条件に耐えられる設計 風速 52.7m/S 波高 18.4m 潮流 2.59 ノット 地震加速度 200gal
鉱業権者	代表鉱業権者： 日本海洋石油資源開発㈱ 共同鉱業権者： 石油資源開発㈱、三菱瓦斯化学㈱

#### (3) 各主体の責務

ア 鉱業権者（代表鉱業権者を指す。以下同じ）は、鉱山保安法及び関係法令の定めるところにより、事故発生に即応できる自衛防災組織を整備するとともに、想定される事故に対応した復旧防除活動が速やかにできるよう、あらかじめ復旧措置防除対策を備える。

イ 関東東北産業保安監督部は、鉱山保安法及び関係法令に基づき、鉱業権者に対し、防災体制の整備について必要な監督・指導を行うとともに、海上保安庁、関係自治体及び関係諸団体との協力体制の確立に努める。

### 2 関係機関の相互協力

関係防災機関は、原油流出事故の発生に備え、対応措置、復旧防除対策等の連絡・協力体制について、連絡窓口をあらかじめ定める。

区分	名称	部署	所在地	電話・FAX
鉱業権者	日本海洋石油資源開発㈱新潟鉱業所	保安課	新潟市北区太郎代	TEL025-255-3221 FAX025-225-2294
監督官庁	関東東北産業保安監督部	鉱害防止課	さいたま市中央区新都心1-1	TEL048-600-0446 FAX048-601-1314
地方公共団体	新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区 新光町4-1	TEL025-285-5511 FAX025-282-1640

### 3 鉱業権者の役割

#### (1) 連絡・協力体制の整備

鉱業権者は、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、県及び排出油等防除協議会等関係団体と原油流出事故災害発生時の情報伝達方法、応援内容、役割分担等についてあらかじめ取り決め、必要に応じて定期、随時の情報交換を行う等、平時から意思の疎通に努める。

#### (2) 防除資機材の配置及び維持管理

鉱業権者は、鉱山保安法及び海防法の規定に基づき油等防除資機材を備えるとともに、流出事故発生時に応援を求められる勢力をあらかじめ把握する。

防除資機材は、年1回以上定期点検を実施し、必要に応じて更新等適切な措置を講ずる。

#### (3) 関係機関が保有する防除資機材の把握

鉱業権者は、自己の保有する防除資機材をもってしても対処できない事態の発生に備え、排出油防除協議会等の協力を得て、応援を要請できる他機関の排出油等防除資機材の種類及び数量を把握しておく。

#### (4) 周辺海域の情報収集・整理

鉱業権者は、県及び関係機関の協力を得て、海洋石油鉱山周辺海域の気象、海象等の自然条件及び漁場、漁具定置箇所、養殖場、藻場、海水浴場、自然公園、鳥類の飛来・繁殖地並びに工業用水等の取水口等の配置状況、利用形態等を把握し、整理する。

#### (5) 流出油防除協定の締結

鉱業権者は、油流出事故発生時に県、沿岸市町村、県漁業協同組合連合会等関係機関が円滑かつ速やかに防除活動を実施できるようにするため、それぞれが行う防除活動の内容及び協力要請手続きに関し必要な協定の締結を図る。

#### (6) 教育・訓練の実施

鉱業権者は、原油流出事故の発生防止並びに流出事故発生時の的確な対応のため、次の教育・訓練を計画し、これを定期的に実施する。

- ・ 排出油防除資機材等排出訓練
- ・ 排出油防除資機材等取扱訓練
- ・ 消防訓練
- ・ 部外教育機関が実施する研修、訓練への参加
- ・ 排出油防除協議会等が実施する訓練への参加

## 第10節 海洋石油鉱山に係る応急対策

【関係機関】 県（防災局）、消防機関、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、自衛隊、指定海上防災機関、鉱業権者、排出油等防除協議会、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会、新潟東港海上共同防災協議会

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

海洋石油鉱山からの油流出事故に関しては、原則として船舶からの油等流出事故に準じて復旧防除活動等を実施することとし、鉱業権者及び関係機関が実施すべき応急対策の概要を示す。

#### (2) 各主体の役割

##### ア 鉱業権者

海洋石油鉱山プラットフォーム搭載の施設からの油流出事故が発生した場合、鉱業権者は対策本部を設置し、復旧措置、防除対策を実施するとともに、関東東北産業保安監督部及び関係機関との連絡調整に当たる。

##### イ 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、岩船沖南部鉱山の海洋石油鉱山施設からの大規模な油流出事故発生のお知らせを受けた場合は、関東東北産業保安監督部内に事故対策本部を設置するとともに現地に係官を派遣し、必要に応じて現地対策本部を設置する。

##### ウ 第九管区海上保安本部

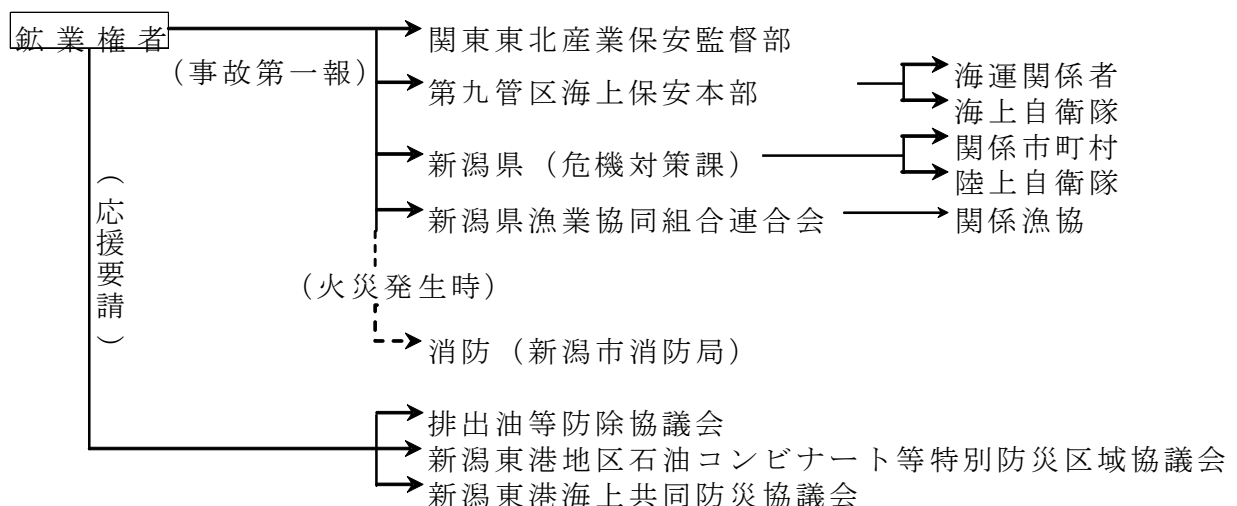
第九管区海上保安本部は、流出油が広範に拡大して広域的な被害を引き起こす可能性がある場合は、必要に応じて対策本部を設置する。

##### エ 県

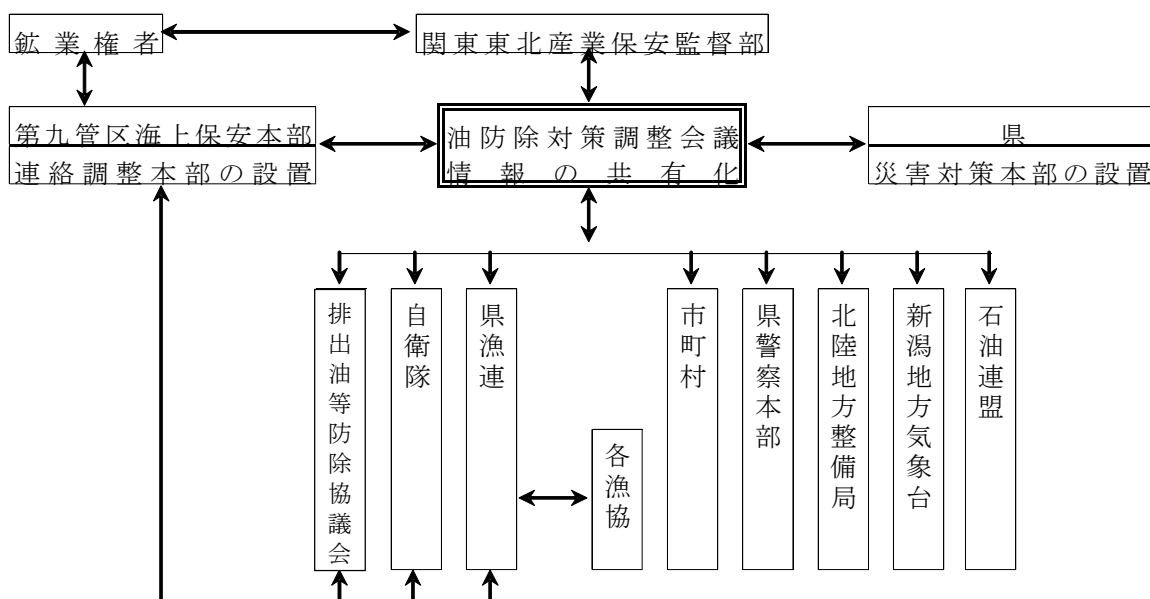
県は、流出油が広範に拡大して広域的な被害を引き起こす可能性がある場合は、必要に応じて対策本部等を設置する。

### 2 情報の流れ

#### (1) 事故情報等の流れ



(2) 活動状況等の情報の流れ



3 業務の内容

(防除活動)

実施主体	対 策	協力依頼先
鉱業権者	<p>海洋石油鉱山からの油流出事故に関する防除責任は、事故原因者が負うものとし、流出源における防除活動は鉱業権者が主体的役割を担う。</p> <p>ア 流出防止措置と安全の確保                      鉱業権者は、流出防止措置と施設の応急措置を行うとともに、これらの作業にあたっては、施設職員の安全確保に努め、必要に応じて第九管区海上保安本部に救難要請を行う。</p> <p>イ 火災発生等二次災害への対応                      流出事故が発生した場合、鉱業権者は火災発生等二次災害の未然防止に努め、自衛消防組織による消火活動を実施する場合は、第九管区海上保安本部及び消防機関に対し消火活動を依頼する。</p> <p>ウ 関係機関への応援要請                      海面の汚染範囲が、海防法及び国土交通省令の定めるところにより、1万平方メートルを大幅に上回ると予想される場合は、直ちに関係機関に応援要請を行う。                      他機関の応援が必要な場合、排出油等防除協議会、石油コンビナート等特別防災地域協議会、新潟東港海上共同防災協議会等の関係団体に防除資機材の提供を要請する。</p>	<p>第九管区海上保安本部</p> <p>第九管区海上保安本部、消防機関</p> <p>新潟海上保安部、新潟県東部排出油等防除協議会 ほか</p>

<p>第九管区海上保安本部</p>	<p>第九管区海上保安本部は、流出海域の船舶に注意を喚起し、必要に応じて航行制限等の処置を行う。</p> <p>また、流出箇所が海岸に近い場合は、関係消防本部に連絡し、火災発生防止に努める</p>	<p>消防本部</p>
<p>指定海上防災機関</p>	<p>油の流出が大量で広域に拡大した場合、本章第6節「流出油等防除対策」により、鉱業権者の委託又は、第九管区海上保安本部の指示を受けた指定海上防災機関等が中心となり、関係機関の協力により流出油の防除を行う。</p>	<p>第九管区海上保安本部</p>
<p>事故原因者</p>	<p>流出油が海岸に漂着した場合または漂着のおそれがある場合には、本章第6節「流出油等防除対策」により、事故原因者等は関係機関と連携して漂着油の防除を行う。</p>	
<p>漁業関係者等</p>	<p>海洋石油鉱山からの油流出により、防除活動を実施した関係機関及び損害を受けた漁業関係者等は、必要に応じて事故原因者等に賠償、補償請求を行うものとし、そのための挙証資料の保存、整理に努める。</p>	<p>県漁連</p>

## 第11節 復旧計画

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、農林水産部）、市町村、漁業者、  
観光業者

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

海上における船舶からの油等の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、県、市町村及び漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行うものとする。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。

さらに、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努めるものとする。

### 2 油濁損害賠償補償制度の概要

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、さらには国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

#### (1) 船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する。

#### (2) 国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

#### (3) 賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館・ホテル等の損害が認められている。なお、野生動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。認定に当たっての一般的な基準は次のとおりである。

ア 費用・損失又は損害は発生したものであること

イ 費用は合理的で必要のある措置に要したものであること

ウ 費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること

エ 経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること

オ 適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

### 3 賠償・補償請求主体の役割

#### (1) 請求の主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人は、請求主体となることができる。また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、市町村等と協議し、当該市町村等と協力の上、県が請求事務を行うものとする。

#### (2) 費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

#### (3) 請求の相手方

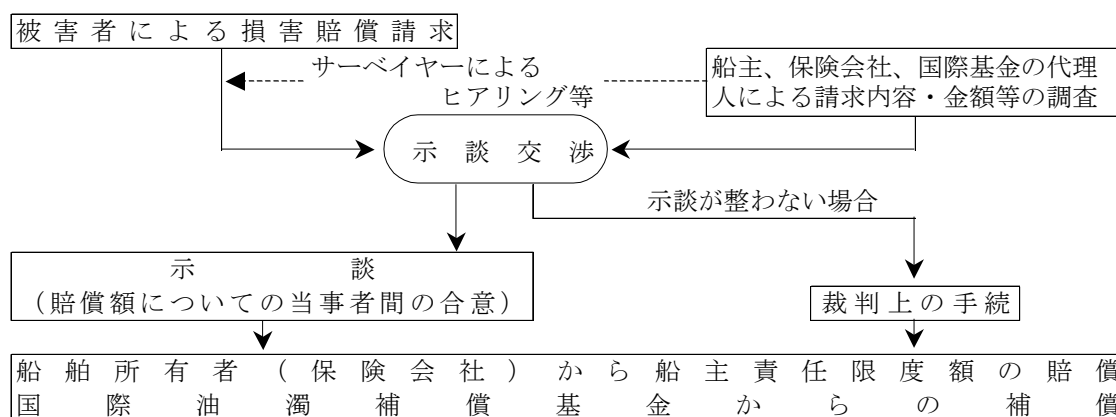
船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。その後、仮に民事上の手続きにより船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる。

#### (4) 請求の方法

請求主体は、金に対する請求は文書で行うこととし、その書式については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上で決定する。

#### (5) 補償交渉・示談

補償交渉・示談手続きの流れは次のとおり。



### 4 県の役割

#### (1) 漁業経営の安定対策

県は、市町村及び融資機関の協力のもと、油等流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融資、並びに公的資金の既借入金償還に係る緩和措置の実施などにより、被災漁業者等の経営の安定を図る。

(2) 環境監視調査

環境保全対策（本章第8節）で実施する環境影響調査結果により、事故後の継続的な環境モニタリングが必要と判断される場合には、県は、水環境、大気環境、生態系に係る環境モニタリング計画を作成し、これを実施する。

(3) 風評被害の防止対策

県は、市町村及び漁業、観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情報を提供し、啓発・宣伝を行うなど、風評による被害の防止に努める。